# 文京区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

## 1 文京区事務手数料条例(昭和33年4月文京区条例第9号)新旧対照表

改正後(案)	現行		
別表(第二条関係) 次項のとおり	別表(第二条関係) 次項のとおり		
付 則			
この条例は、情報通信技術の活用による行政手続			
等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡			
素化及び効率化を図るための行政手続等における情			
報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正す			
る法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第六号			
に掲げる規定の施行の日から施行する。			

#### 2 別表の改正

#### 【改正後(案)】

[以正及 (未)]							
事務		名称	額	徴収時期			
1~24	省略						
25	<u>削除</u>						
26	行政手続における特定の個人を識別するた	個人番号カード再交付手	一件につき	再交付申請又は再交			
	めの番号の利用等に関する法律(平成二十	数料	八百円	付のとき。			
	五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定						
	する個人番号カードの再交付						

### 【現行】

事務		名称	額	徴収時期
1~24	省略			
25	行政手続における特定の個人を識別するた	通知カード再交付手数料	一件につき	再交付申請のとき。
	めの番号の利用等に関する法律(平成二十		五百円	
	五年法律第二十七号。以下「番号法」とい			
	う。)第七条第一項に規定する通知カード			
	の再交付			
26	番号法第二条第七項に規定する個人番号カ	個人番号カード再交付手	一件につき	再交付申請又は再交
	ードの再交付	数料	八百円	付のとき。